

2025年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。  
愛知自治体キャラバンは、45年を経過しました。この間、子ども医療費無料制度は18歳までの完全無料化が入院100%、外来91%まで到達しました。また、介護保険における「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大や改善、任意予防接種では、带状疱疹ワクチンの定期接種化、妊産婦健診事業など拡充されています。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

国民の生活は窮乏しています。連続する「物価高騰」、米不足と「高値」は国民生活に打撃を与え、さらに、介護・国保・後期高齢者の保険料と介護利用料・医療費自己負担が重くのしかかっています。また、骨太方針2025では、「全世代型社会保障改革」の名の下、11万床の病床削減やOTC類似薬の保険外し等が盛り込まれ、国民負担増がすすめられようとしています。

すでに、病院の7割が赤字、人手不足と重なり「医療崩壊」が懸念されます。訪問介護事業所の経営を圧迫し、廃止・倒産が増加し、利用者が介護サービスを制限されるなど「介護崩壊」も深刻です。また、マイナ保険証一本化にむけた、健康保険証の廃止に伴う医療や介護現場と患者利用者の混乱も深刻です。

つきましては、「いのち・暮らし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

### 【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。[デジタル行政推進課]

①情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。

(答)地方公共団体情報システム標準化基本方針の中で、「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組により、地方公共団体が情報システムを個別に開発することによる人的・財政的負担を軽減し、地域の実情に即した住民サービスの向上に注力できるようにするとともに、新たなサービスの迅速な展開を可能とすることを目指している。」と示されており、本市においても情報システム標準化を進めるとともに、住民サービス向上に市として必要と考える取組は、引き続き行っていきたいと考えています。

②住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバインド(情報格差)への対策を講じてください。

(答)自治体DX推進計画においてもデジタルデバインド対策はデジタル社会の実現に向けた

必要な取組のひとつとして示されており、本市においてもどういった対策を講ずることが効果的なのか検討した上で必要な対策を講じていきたいと考えています。

## 【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

### 1. 安心できる介護保障

#### ★(1)介護保険料・利用料など【広域連合】

①介護保険の第9期事業計画を見直し、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

**(答) 第9期事業計画では、低所得者層の負担軽減に配慮するとともに、保険料の上昇を抑制するため、所得段階区分の細分化を行うなど、応能負担により保険料を設定しています。また、介護保険給付費等準備基金を活用し、保険料基準月額を565円の軽減を図っています。**

②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

**(答) 応能負担の考え方や介護保険制度の財源への影響等を鑑みて慎重に検討する必要があります。**

③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

**(答) 社会情勢等を鑑みて、慎重に検討する必要があります。**

④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

**(答) 介護保険制度で定める軽減制度の実施などにより、低所得者の利用者負担軽減に取り組んでいます。**

⑤介護保険施設、介護付き有料老人ホーム、グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

**(答) グループホームの入居者のうち、家賃等の費用負担が困難な低所得者を対象に利用者負担の軽減を行っています。**

#### (2) 介護保険サービス【広域連合】

①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

**(答) 利用者の状態と多様な生活支援・介護予防サービスの内容とを総合的に考慮して、現行相当サービスが必要な方に対し、当該サービスを提供しています。また、国が定める基準により報酬単価を設定しています。**

②福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

**(答) 介護保険制度に基づき、適切に対応しています。**

#### ★(3) 訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備【広域連合】

①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

**(答) 県が実施する物価高騰対策の周知に努めるとともに、引き続き国の報酬改定の動向を注視していきます。**

②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

**(答) 施設サービス等の整備については、第9期事業計画に基づいて進めております。**

③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそようようにしてください。

**(答)ホームページに入所指針や様式を掲載し、意見照会があったものについて適切に対応しています。**

#### ★(4)介護人材確保[広域連合]

①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

**(答)介護人材の確保を図るため、民間事業者のノウハウを活用した実地研修等人材育成と直接雇用を促進しています。また、介護人材の定着については、就労支援に係る費用を助成したほか、人材が定着しやすい職場づくりに向け、施設長等管理者の育成を支援する研修を実施しています。**

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

**(答)現時点では、広域連合として、一人夜勤の禁止や財政支援の実施は予定しておりません。**

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

**(答)介護保険法に基づき、適切な人員配置等を行うよう指導しております。**

④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

**(答)第10期事業計画の策定に向けた調査に合わせて実施を予定しています。**

#### (5)高齢者福祉施策の充実[長寿課]

★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

**(答)令和7年7月1日から中等度の加齢性難聴者を対象とする補聴器購入費の補助金申請を受け付けています。また、加齢性難聴の無料検診事業については、現時点では、実施を予定しておりません。**

②サロン、認知症カフェ、高齢者の居場所づくり(たまり場)事業への助成を拡充してください。また、介護予防にかかる地域支援事業に必要な事業費を確保してください。

**(答)令和5年度より認知症カフェへの運営費補助を実施しております。**

**また、サロン活動への助成としては、住宅等を賃貸してサロン活動を行っている場合にその必要経費を助成する地域交流活動助成金交付事業を、活動の運営を支援するための補助では、市と社会福祉協議会がその参加者の人数に応じて助成と新規立ち上げ時のイニシャルコストの助成をしています。**

**その他、介護予防にかかる地域支援事業については、利用者のニーズを反映させながら適切に進めていきます。**

★③買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

**(答)社会福祉協議会に配置している生活支援コーディネーターとともに検討していきます。**

#### (6)認知症高齢者の福祉施策の充実[長寿課]

★①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

**(答)第11期高齢者福祉計画策定に向けて、今年度ニーズ調査を行い令和8年度に計画を策定します。その中に認知症施策推進計画を含める形で策定していきます。**

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さら

に拡充してください。

**(答)令和元年度から実施しており、申込者は増加傾向です。今後も利用者拡大に努めてまいります。**

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

**(答)令和6年度から、無料で行う簡易的な認知機能検査を、個別健診と集団健診で行っています。個別健診は基本チェックリスト実施者から抽出、集団健診は一般公募して希望者に実施しています。**

## ★(7)障害者控除の認定[長寿課]

①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

**(答)令和7年1月の一斉発送分から、従来基準に加え、要介護認定者であって、障害高齢者自立度 A 以上の方に対しても障害者控除対象者認定書を送付するよう拡充しております。**

## 2. 国保の改善[保険年金課]

### ★(1)保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

**(答)国保税は国保の運営に必要な額に対して設定されています。**

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

**(答)基金の繰入は、税收不足を補ったり、急激な税率の上昇を抑えたりなど、適切に行っています。**

### ★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

**(答)低所得者の税の軽減については、地方税法に基づき行っています。令和7年度より、本市独自で実施していた低所得者減免は廃止しましたが、過度な負担を避けるため、応益割(均等割)を下げ、上昇を抑えるようにしています。**

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

**(答)均等割については、未就学児の医療分及び支援分の均等割を半額としていますが、18歳までの子どもの国民健康保険税の均等割について、一般会計による減免制度の実施は考えておりません。**

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

**(答)収入減少を理由とした減免制度を、均等割を含む保険料(税)全額を対象としています。減少割合は4段階設定しており、変更については考えておりません。**

### ★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

**(答)法の趣旨にのっとり、執行をまいります。**

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

**(答)法の趣旨にのっとり、執行をまいります。**

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

**(答)法の趣旨にのっとり、執行をまいります。**

#### **(4)傷病手当金・出産手当金**

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

**(答)傷病手当金・出産手当金は保険者の判断により実施できる任意給付とされており、市独自で実施することは、財源の問題もあり考えておりません。**

#### **(5)一部負担金の減免制度**

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

**(答)一部負担金の減免基準は、国基準より拡大して減免が受けられるようになっています。**

②制度について行政や医療機関の窓口にはわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

**(答)市役所窓口での周知を行っています。**

#### **★(6)資格確認書の発行**

①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

**(答)マイナンバーカードを持っていない方、持っても保険証利用登録をしていない方には資格確認書を申請不要で発行する予定です。マイナ保険証を利用して受診することが難しい方(要配慮者)には、申請により資格確認書を交付しております。**

### **3. 生活保護・生活困窮者支援[福祉課]**

#### **(1)生活保護制度**

★①物価の高騰、特に米や光熱費など生活必需品の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

**(答)国が実施する物価高騰に対応した給付金などを遅滞なく実施しています。**

★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

**(答)申請者の現状把握に努め、申請権を侵害することなく適切な対応をしています。**

★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

**(答)福祉課窓口のカウンターに、「生活保護の申請は国民の権利です」という掲示とともに、生活保護の制度説明のしおりを置き、ホームページに掲載する等、相談しやすい環境づくりを心がけています。**

④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

**(答)住居のない人も、早期に住居を確保し、居宅生活を送れることが望ましいと考えます。また、一時的な支援として必要な場合には、生活保護受給者向けの施設を案内するこ**

**とがありますが、全て個室です。**

⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

**(答)新規開始等のケースにおいて、生活保護法の規定通り、冷房器具が必要と認められた場合には基準内においての支給が可能であることの説明をしています。また、必要に応じて社会福祉協議会の生活福祉資金貸付金制度を紹介しています。**

⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

**(答)不要な扶養照会は一切行わず、生活保護申請者の了解を得たうえで扶養照会をしています。扶養照会を拒否される場合・明らかに支援が見込めない場合には、扶養照会はしておりません。**

⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

**(答)車の使用及び所有については、ケース診断会議の上でケースごとに慎重に判断をしています。**

★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

**(答)社会福祉法第16条で定められているCW1名あたり80人の標準数の体制で対応しています。**

⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

**(答)相談は基本的に女性の面接相談員が対応しています。また、家庭訪問では、女性の被保護者の担当ケースワーカーが男性の場合には、女性ケースワーカーまたは女性の相談員が同行しております。**

⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

**(答)ケースワーカーは全員正規職員を配置しています。新任ケースワーカーや生活困窮者等分野別の研修を受講し、専門知識の向上に努めています。面接相談員は会計年度任用職員であるが、専門性のある研修を受講しています。**

⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

**(答)就労支援員は会計年度任用職員であるが、専門性のある研修を受講しています。**

## (2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

**(答)自立相談支援は直営で実施しております。また、関係機関とは必要に応じて情報の共有をし、連携するようになっています。**

②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

**(答)生活困窮者支援の各種事業についてホームページに掲載し、また相談しやすいようしおりを窓口を設置しています。**

③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

**(答) 国が実施する物価高騰に対応した給付金制度などを遅滞なく実施しています。**

★④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

**(答)必要に応じて社会福祉協議会の生活福祉資金貸付金制度を紹介しています。**

#### 4. 福祉医療制度[保険年金課]

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

**(答)子ども医療費助成事業、精神障害者医療費助成事業、後期高齢者福祉医療費給付事業について、県の補助部分を拡大して実施しています。**

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

**(答)令和5年1月から18歳年度末まで入院とともに窓口負担なしで子ども医療費助成を実施しております。なお、入院時食事療養の標準負担額の助成につきましては、貴重な意見として確かにお聞きしました。**

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

**(答)貴重な意見として確かにお聞きしました。なお、手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院)対象者に対しては精神科通院に対する自己負担分を助成しています。**

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

**(答)県の補助範囲を拡大し、自立支援医療対象者の精神科通院及びひとり暮らし高齢者の通院及び入院医療費の自己負担分を助成しています。**

★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

**(答)貴重な意見として確かにお聞きしました。**

#### 5. 子どもの権利保障

##### (1)子どもの権利を守る施策の推進[子育て支援課]

①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

**(答)学習支援につきましては、現在実施しているひとり親家庭の子どもに対して週1回の学習支援を継続しております。**

**「居場所づくり」につきましては、今年度、児童育成支援拠点事業を1カ所立ち上げる予定であります。また、「こどもの居場所づくり運営事業費補助金」による市内で居場所づくりを行う団体への補助を行います。こども食堂につきましては、令和2年度より、「蒲郡市子ども食堂運営事業補助金要綱」を制定し運営への支援を行っております。こども食堂連絡会に参加し各団体の運営実情を把握に努めており、令和7年度より「蒲郡市こども食堂運営事業補助金要綱」を改正し、補助額を拡充し、支援を行っております。**

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

**(答)妊産婦、子ども、子育て世帯へ切れ目ない支援を行うため、令和6年度にこども家庭センターを設置しました。**

**こども家庭相談については、電話・来所・訪問だけでなく、こども自身や保護者が気軽**

に相談できるようオンライン相談も実施しています。また、身近な場所で相談できるよう児童館や子育て支援センター10か所に地域相談窓口設置しました。

## (2) 就学援助制度の拡充[教育政策課]

- ① 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。  
**(答) 本市の基準額算定は当該世帯の所得額が生活保護基準額の1.3倍を超えないものとしています。ただし、1.3倍以上であっても特別な事情がある場合、認定しています。**
- ② クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。  
**(答) オンライン学習通信費については就学援助認定者のうち、自宅にWi-Fi環境のない家庭に対してモバイルWi-Fiルーターを無料で貸し出しする事業を行っています。**
- ③ 申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。  
**(答) 年度途中も随時申請の受付を行っており、転入生には各学校の事務職員から就学援助制度の説明をしています。**

## ★(3) 子どもの給食費の無償化

- ① 小中学校の給食費を無償にしてください。[学校給食課]  
**(答) 市単独での小中学校給食費の恒久的な無償化は考えていません。なお、生活保護や就学援助制度を利用した準要保護の対象者は給食費が無料です。**
- ② 就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。[子育て支援課]  
**(答) 令和4年4月から給食費のうち主食費の無償化を開始しました。令和4年度以降、物価高騰対策として、期間を定めた副食費の無償化を行ってまいりましたが、令和7年度につきましても、6月から8月の無償化を実施しております。**

## ★(4) 子どもの権利を保障する保育の質の向上[子育て支援課]

- ① 保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が新たに加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。  
**(答) 現在は低年齢児保育ニーズの高まりに対応していくための保育士確保を喫緊の課題と捉えており、ただちに配置基準等を改善することに対応することは難しいと考えています。必要な体制を検討し、計画的な保育士採用に努めてまいります。**
- ② 公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。  
**(答) 市では、蒲郡市保育園グランドデザイン及び蒲郡市公共施設マネジメント実施計画に基づき、整備を行ってまいります。公立施設は老朽化が進行しているため、適切に更新を行っていくことが必要と考えており、効果的な人材活用をしていく上でも、公立施設の統廃合や民間移管の検討は、選択肢の一つとして考えております。また育休退園につきましては、引き続き保育士の確保を進め、子育て中の皆様が利用しやすい制度づくりを目指してまいりたいと考えております。**
- ③ 保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。  
**(答) 指導監査に関しては実地検査を原則としています。また、指導監査には保育士が同行します。**
- ④ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施にあたっては、対象施設から営利

事業者を除外し、事業を実施する施設には、定期的に訪問して実施状況や内容を確認するとともに、自治体の責任で指導・援助を行ってください。あわせて実施に向けた環境整備及び職員配置のために自治体独自で補助を行ってください。

**(答)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施については、国や県の方針に従い適切に対応してまいります。**

## 6. 障害者・児施策[福祉課]

①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

**(答)年齢や所得による制限のない手当を支給しており、増額の予定はありません。**

★②どんな障害のある人も24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、グループホームや入所施設等「暮らしの場」を拡充してください。また、グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助増額など自治体独自の上乗せ等をしてください。

**(答)障がいのある方が地域で安心して暮らしていけるよう引き続き取り組んでまいります。また、事業所に必要な情報提供を行い、施設整備の促進も行っています。**

③夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。

**(答)障がいのある方が地域で安心して暮らしていけるよう引き続き取り組んでまいります。また、事業所に必要な情報提供を行い、施設整備の促進も行っています。**

④居宅介護等の支給時間は、余暇利用を含め障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援等の十分な人員を確保できるよう基本報酬を大幅に増額してください。

**(答)障害支援区分、障がいのある方及び介護をされる方等の状況、サービス等利用計画に基づき、必要と思われる時間を支給決定しています。**

⑤障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。

**(答)障害福祉サービス等の利用料負担につきましては、法に定められた負担をお願いいたします。**

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

**(答)介護保険が対象になる方については、基本的に介護保険の利用が優先となりますが、利用意向を聞き取り、障害福祉サービスの種類やその方の状況に応じて、障害福祉サービスの利用を認めています。**

★⑦家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害者福祉施設等での虐待認定したケースを検証し、虐待が起こらない支援策を講じてください。

**(答)各障害福祉事業所等において虐待防止の研修を実施しています。また、虐待通報があった場合にはその緊急性を判断して対応するとともに、再発防止に向けて指導しています。**

## 7. 予防接種[健康推進課]

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種についての助成制度を設けてください。接種に

係る自己負担については無料にしてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

**(答) 現在、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を1回助成しています。またインフルエンザワクチンの助成については、非課税世帯・生活保護世帯に対し、1,000円の助成を実施しています。50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチンの助成は、令和4年度から実施しています。その他の任意の予防接種や接種回数については、さまざまな要望があり、他自治体の状況や予防接種を含む予防にかかる対策等の情報を収集し、研究していきます。**

★②高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンについて、定期接種の自己負担を引き下げてください。また、市町村が実施する定期接種対象者以外への任意予防接種事業を実施・再開・継続してください。また高齢者用肺炎球菌ワクチンの2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

**(答) 带状疱疹ワクチン定期接種が始まった令和7年度においても、令和4年から実施している带状疱疹ワクチンの任意接種についての助成は継続しています。定期予防接種の自己負担の引き下げや高齢者肺炎球菌ワクチン2回目の接種を任意予防接種事業の対象とすることについては、他自治体の状況や予防接種を含む予防にかかる対策等の情報を収集し、研究していきます。**

## 8. 健診・検診[健康推進課]

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

**(答) 令和7年4月からの母子健康手帳交付者より助成を拡充して産婦健診が2回受診できる受診票を交付し、産後初期の母子の健康管理を強化し妊娠期からの切れ目のない支援に努めております。**

★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

**(答) 就学前の5歳の時期は言語の理解能力や社会性が高まり発達障害が認知される時期であり、この時期の適切な対応がその後の成長発達に影響を及ぼす時期でもあり健康診査の必要性は感じております。健診の実施にあたっては医師の診察が必須であり、医師等専門職の確保や関係機関の協力などの体制整備が必要となってきます。将来的な実施に向けて情報を収集して検討をしていきます。**

③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

**(答) 蒲郡市では妊婦については、平成11年から集団健診で実施し、平成25年からは市内歯科医療機関委託で個別実施しております。産婦については、現在行っておりませんが、情報を収集し調査・研究に努めていきます。**

④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

**(答) 歯科衛生士は保健所に常勤1名の方が配置され、保健センターには任期付職員1名が配置されています。人数だけではなく業務改善も含め適正化を検討していきます。**

## 9. 地域の保健・医療

①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

**(答) 貴重な意見として確かにお聞きしました。[市民病院]**

②自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

**(答) 医師については、名古屋市立大学と寄附講座を提携することで、医師の確保に努めております。また、看護師及び助産師については修学資金の貸与を、薬剤師については**

令和5年度から奨学金返済資金の貸与を実施しています。[市民病院]

③保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

**(答)保健センターには保健師が17名配置されています。人数だけではなく業務改善も含め適正化を検討してまいります。[健康推進課]**

**【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。**

### 1. 国に対する意見書

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

**(答)国民健康保険の国庫負担の引き上げについては、全国市長会から提言がされております。[保険年金課]**

②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

**(答)貴重な意見として確かにお聞きしました。[保険年金課]**

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

**(答)貴重な意見として確かにお聞きしました。[長寿課]**

④介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

**(答)貴重な意見として確かにお聞きしました。[長寿課]**

⑤加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

**(答)貴重な意見として確かにお聞きしました。[長寿課]**

⑥18歳までの医療費無料制度を創設してください。

**(答)貴重な意見として確かにお聞きしました。なお市単独事業としては、子ども医療費助成を18歳年度末まで入通院ともに拡大実施しています。[保険年金課]**

⑦小中学校の給食費を無償にしてください。

**(答)貴重な意見として確かにお聞きしました。なお、過去に愛知県市長会を通じて国へ要望しています。[学校給食課]**

⑧障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

**(答)貴重な意見として確かにお聞きしました。なお、本市は、障がいのある方が地域で安心して暮らすため、安心生活支援事業を整備しています。[福祉課]**

⑨医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。

**(答)貴重な意見として確かにお聞きしました。[長寿課][健康推進課][福祉課][子育て支援課]**

### 2. 愛知県に対する意見書

①国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

**(答)国保制度改正により県も共同保険者となり、財政運営の責任主体となりました。貴重な意見として確かにお聞きしました。**

②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。

**(答)貴重な意見として確かにお聞きしました。[長寿課]**

③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

**(答)貴重な意見として確かにお聞きしました。なお市単独事業としては、子ども医療費助成を18歳年度末まで入通院ともに拡大実施しています。[保険年金課]**

④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

**(答)機会があれば、県内他市と協調しながら県に対して財源措置を要望していきたいと考えています。[学校給食課]**

⑤地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。

**(答)貴重な意見として確かにお聞きしました。[市民病院]**

⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

**(答)貴重な意見として確かにお聞きしました。[長寿課][健康推進課][福祉課][子育て支援課]**

以上